事例No.	3147
公表年度	R6
団体の属性	都道府県
団体名	長野県

事例区分	地域活性化

タグ	・副業・兼業活用 ・組織改革

事例種類	人材確保・育成

事例内容・タイトル

長野県における兼業の取組について

出典

社会の変革に対応した地方公務員制度のあり方に関する検討会 働き方分科会（第2回）

資　料 ２

長野県における兼業の取組について

令和６年12月25日
総務部コンプライアンス・行政経営課

長野県における兼業の取組について

1　兼業を推進することに至った経緯、背景

（１）地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度の創設（平成30年９月）

職員が地域社会に貢献する活動に従事する中で、そうした活動から得た「学び」を職務にも活かすことで行政サービスの向上につなげる目的

※　地域に飛び出す公務員を応援する首長連合サミット

公務員が一住民として率先して地域活動に参画することを目指して発足した「地域に飛び出す公務員ネットワーク」（代表：椎川忍総務省審議官（当時））を応援する首長連合の設立を椎川氏が提唱。平成23年、全国の首長が集い発足。
発起人は古川康佐賀県知事、平井伸治鳥取県知事、嘉田由紀子滋賀県知事、阿部守一長野県知事など39名

（２）許可対象活動の明確化（令和４年４月）

営利企業等の活動であっても、副次的に広く不特定多数の利益の増進に寄与するもので、社会的な需要が高いと認められる場合は「公益性の高い社会貢献活動として従事可能とするよう明確化。

ex. 地域における農作業への従事

長野県における兼業の取組について

２　「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」の概要

（１）許可の対象となる活動

次の二つの要件をともに満たす活動を許可対象としている
① 報酬を得て行う公益性の高い社会貢献活動
② 職員の能力向上、行政サービスの品質向上

ここにいう「公益性の高い社会貢献活動」は、この制度の質疑応答集の中で、19の類型を示しているところ

【19類型】
①保健、医療又は福祉の増進を図る活動、
②社会教育の推進を図る活動
③まちづくりの推進を図る活動
④観光の振興を図る活動
⑤農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動
⑥学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
⑦環境の保全を図る活動
⑧災害救援活動
⑨地域安全活動
⑩人権の擁護又は平和の推進を図る活動
⑪国際協力の活動
⑫男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
⑬子どもの健全育成を図る活動
⑭情報化社会の発展を図る活動
⑮科学技術の振興を図る活動
⑯経済活動の活性化を図る活動
⑰職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
⑱消費者の保護を図る活動
⑲その他公益性の高い地域的、社会的な貢献活動

※ この19類型は、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第２条（特定非営利活動の定義）に基づく別表と同様

長野県における兼業の取組について

２　「地域に飛び出せ！社会貢献職員応援制度」の概要

（２）許可要件

〇本来の職務遂行に支障がないこと（勤務時間外、休日における活動）
〇活動団体との間に特別な利害関係（契約、補助、指導・処分）がない、
　またそれらが生じるおそれがないこと
〇営利を主目的とした活動、宗教的活動、政治的活動、法令に反する活動で
　ないこと
〇受領可能な報酬額は、社会貢献活動として許容できる範囲内であること
〇活動時間は、週８時間、月30時間以内。平日は勤務時間後３時間まで。

（３）対象職員

〇知事部局、教育委員会（県立学校を含む）、企業局等の職員
〇勤務成績が良好である職員（業績評価「Ｃ以上」）

（４）許可手続き

〇活動従事を希望する職員の所属（課）が（１）～（３）について確認のうえ、
　所属長の意見を添えて、知事部局にあってはコンプライアンス・行政経営課
に申請、許可。（従事職員は年度末に活動内容の報告書を同課に提出）

長野県における兼業の取組について

３　兼業を推進するにあたり課題となっている事項

（１）法的に不安定な面があること

営利企業等の活動であっても、副次的に広く不特定多数の利益の増進に寄与するもので、社会的な需要が高いと認められる場合は「公益性の高い社会貢献活動」として従事可能とするよう明確化したが・・・

① 営利企業における活動従事は、国家公務員においては基本的に認めていない
② 自治体は許可基準作成にあたって国の取扱いを参考とするものとされている
（「「職員の兼業の許可について」に定める許可基準に関する事項について（通知）」について（平成31年４月26日総務省公務員課事務連絡）

⇒法的に不安定な面があり、どこまでが認められるのか現場でも不安

（２）「全体の奉仕者」との兼ね合い

営利企業への従事について、職員から従事可能か問い合わせが増えている状況。

⇒公務員は憲法上、「全体の奉仕者」の位置づけであり、従事可能な範囲の線引きが難しい

長野県における兼業の取組について

４　兼業を許可しなかった事例及びその理由

許可しなかった事例	その理由
子が経営するリノベーション会社の支店長への就任（無報酬）	無報酬ではあるが役員は責任が重く、また事業内容は公益性よりも、当該企業の利益を図る性質が強いと判断したため
まちづくり、地域創生を業とする株式会社（一人会社）の一般社員	事業内容は飲料製造であり、社会貢献や公益性よりも、特定の者に対する利益還元を図る性質が強いと判断したため
ハンドメイド作品の作製、販売	個人のスキルを活かすものではあるが、社会貢献や公益性よりも、収益を得る性質が強いと判断したため
絵や音楽などの作品制作、発信、それに伴う販売、依頼による制作、動画配信	
会計年度任用職員（フルタイム）のコンビニエンスストアでの勤務	収益を得る目的で従事するものであるため
社会保険労務士開業（社労士会への活動登録）	自ら営利企業を営むことは、全体の奉仕者という公務員の立場になじまないため

※　社会貢献や公益性、また全体の奉仕者という公務員の立場になじむかといった視点で判断